

議案第74号説明資料

令和3年11月30日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
施行日	1
新旧対照表	2

子育て支援課

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正概要

本条例（平成 26 年 10 月 7 日大磯町条例第 12 号）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）を踏まえ、規定しています。

この度、令和 3 年 8 月 2 日付で公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 53 号）の誤りについて、令和 3 年 9 月 13 日に官報正誤による訂正手続が行われたことに伴い、当該訂正に基づく所要の規定の整備を行うため、本条例の規定を改正します。

2 改正内容

電磁的記録等を規定する条文における、書面等による同意の取得についての読み替え規定（第 53 条第 6 項）の文言の整理を行います。

正	誤
「交付する」とあるのは「得る」と、 第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、 第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、	第 4 項中
第 5 項中「前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、	第 5 項中

3 施行日

公布の日から施行します。

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1条～第52条 省略 (電磁的記録等) 第53条 省略 2～5 省略 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「<u>交付する</u>」とあるのは「<u>得る</u>」と、第3項中「<u>前項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する前項各号</u>」と、第4項中「<u>第2項</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項</u>」と、「<u>記載事項を提供しよう</u>」とあるのは「<u>同意を得よう</u>」と、「<u>記載事項を提供する</u>」とあるのは「<u>同意を得ようとする</u>」と、同項第1号中「<u>第2項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項各号</u>」と、第5項中「<u>前項</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する前項</u>」と、「<u>提供を受けない</u>」とあるのは「<u>同意を行わない</u>」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>目次 省略 第1条～第52条 省略 (電磁的記録) 第53条 省略 2～5 省略 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「<u>記載事項を提供しよう</u>」とあるのは「<u>同意を得よう</u>」と、「<u>記載事項を提供する</u>」とあるのは「<u>同意を得ようとする</u>」と、同項第1号中「<u>第2項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項各号</u>」と、第5項中「<u>提供を受けない</u>」とあるのは「<u>同意を行わない</u>」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>